

第163回鳥取県都市計画審議会 議 事 録

(令和6年2月8日)

鳥取県都市計画審議会

1. 出席者（12名）

青木美保子、黒田敏博、尾崎浩秀、塚根智子、門脇佳恵、福山敬、山口創、渡世唱子、
加藤紗也香、前田早苗、吉田英人、島谷龍司

2. 欠席者（4名）

小椋弘佳、遠藤緑、西川文雄、山根政彦

3. 説明のため出席した者

生活環境部くらしの安心局 遠藤局長、森山まちづくり課長、川原課長補佐

4. 傍聴者

なし

5. 事務局

まちづくり課 小畑係長、谷口土木技師

6. 開催日及び場所

日 時：令和6年2月8日（木） 午後2時から午後3時30分まで

場 所：とりぎん文化会館第3会議室（鳥取市尚徳町101-5）

7. 会議次第

（1）開会

（2）議事

議案1 倉吉都市計画区域マスタープランの変更について

議案2 琴浦都市計画区域マスタープランの変更について

議案3 岩美都市計画道路（1・5・1号本庄東浜線）の変更について

（3）閉会

8. 会議議事

14:00 開会

(小畑係長) ただいまから第163回鳥取県都市計画審議会を開催いたします。委員の皆様には、お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本日、司会いたします小畑といたします。よろしくお願いいたします。

本日ご出席いただいております委員の皆様の出席者数でございますが、11名ということで、全委員16名の2分の1以上の出席となっておりますので、当審議会が成立していることをご報告いたします。

始めに、本日までの間に委員の方に異動がございました。これから新任の委員の方々のお名前をお呼びいたしますので、ご起立の上、一言ごあいさつをお願いいたします。まず、このたびご就任いただきました学識委員である1号委員、尾崎浩秀様でございます。

(尾崎委員) 今ご紹介のありました尾崎浩秀といたします。職は中部の倉吉市で建築の設計事務所を営んでおります。建築関係ということで今回から参加させていただくことになりました。よろしくお願いいたします。

(小畑係長) 同じく、このたびご就任いただきました学識委員である1号委員の塚根智子様でございます。

(塚根委員) 塚根でございます。もうリタイヤしておりますけれども、以前長らく携わっておりましたのが福祉の関係の仕事でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(小畑係長) 同じく、このたびご就任いただきました学識委員である1号委員の山口創様でございます。

(山口委員) 山口といたしますよろしくお願いいたします。私は公立鳥取環境大学環境学部で教員をしております。都市計画ということで呼んでいただいておりますが、一番の専門は農村でして、鳥取においても農村地域も広い範囲でありますので、その関係からも何かお役に立てるかなと思っています。よろしくお願いいたします。

(小畑係長) 同じく、このたびご就任いただきました学識委員である1号委員の加藤紗也香様でございます。

(加藤委員) 加藤と申します。よろしくお願いいたします。今、鳥取看護大学の教員をしております。どうぞよろしくお願いいたします。

(小畑係長) 同じく、このたびご就任いただきました学識委員である1号委員、前田早苗様でございます。

(前田委員) 前田と申します。JA鳥取県中央会が事務局をしております女性協議会から出て参りました。勤務は全農鳥取でございます。よろしくお願いいたします。

(小畑係長) 引き続きましてこのたびご就任いただきました鳥取県議会議員であります3号委員の島谷龍司様でございます。

(島谷委員) 鳥取県会議員の島谷でございます。県議になる前と申しますか、最初の職が鳥取市役所です。その時に、拝命していたのが都市計画課ということで、本当に40年ぶりくらいに都市計画に携わることになりました。よろしくお願いいたします。

(小畑係長) ありがとうございます。それでは審議に先立ちまして、鳥取県生活環境部くらしの安心局の遠藤がご挨拶申し上げます。

(遠藤局長) 皆様こんにちは。くらしの安心局長の遠藤でございます。本日お忙しい中、第163回鳥取県都市計画審議会にご出席をいただき、また、委員の皆様には日頃から県の都市計画行政にご理解、ご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

昨年7月に県の組織改編がございまして、これまで都市計画業務は県土整備部で所管していましたが、これを生活環境部に移し、新たに「まちづくり課」を新設しまして、都市計画、景観まちづくりをあわせて所管をさせていただく体制となりましたので、ご承知をいただきたいと思います。

またこの審議会でございますが、新型コロナの関係がございまして、前回、前々回と、書面での開催ということになりました。従いまして、今回の対面での開催は2年ぶりということになっています。

本日のご審議をいただきますのが、都市計画区域の区域マスタープランの見直しと、都市計画道路の変更、計3議案になります。まず、議案1、議案2の都市計画区域マスタープランの見直しについてですが、この都市計画区域マスタープランは都道府県が広域的な見地から、都市計画区域ごとに都市計画の基本的な方針を定めるというものです。この都市計画区域マスタープランにつきましては、すでに前回より審議をいただいております。その後、法に基づき、パブリックコメント、市町との協議を行って、いただいたご意見を踏まえて修正を加えたものを、本日、ご審議をいただくものです。

また議案3は、鳥取豊岡宮津自動車道の一部をなしています、通称「岩美道路」の変更についてご審議をお願いするものです。既に供用開始となっておりますが、施工に伴う詳細測量や地質調査などの結果に基づき、都市計画道路の区域を一部変更させていただくというものです。いずれの議案につきましても、本日ご了承いただけましたら、今年度中の都市計画決定の告示に向かわせていただきたいと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

(小畑係長) 会議資料の確認をさせていただきます。次第が1枚、委員会名簿、本日第163回審議会の配席表、議案概要、右肩に資料1とありますA4カラーの資料、それに関連する倉吉、琴浦の都市計画区域マスタープランと各新旧対照表、最後に右肩に資料2とありますA4カラーの資料が本日の資料になります。資料の不足、印刷が不明瞭なものがございましたら事務局へ声掛けをお願いします。

その他、マイクについてですが、ボタンを一度押していただければオンになります。発言が終わりましたらもう一度ボタンを押していただきますとオフになりますのでお願いします。

ここで、委員の皆様の出席者数について訂正をさせていただきます。11名の出席ということで報告いたしましたが、青木委員の出席がありましたので12名になります。訂正させていただきます。

それでは会議を進めさせていただきます。議長の福山会長、進行のほどよろしくお願いいたします。

(福山会長) 鳥取大学工学部の福山でございます。お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。それでは会議の進行をさせていただきます。よろしくお願いたします。

先ほど、ご説明がありましたけれども、今回の審議会では事前にお知らせがありましたように、議案が3件ございます。第1号、第2号が都市計画区域マスタープランの変更、第3号が岩美都市計画道路の変更についてということで、順次議論していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

審議に先立ちまして、本日の議事、署名委員を指名させていただきたいと思っております。本日は、黒田敏博委員と山口創委員をお願いしたいと思っております。それでは議案第1号と第2号を続けて事務局から説明をお願いします。

(川原課長補佐) まちづくり課課長補佐の川原と申します。よろしくお願いたします。資料1をお手元の画面に映し出しますので、見やすい方で見ていただけたらと思っております。それでは議案1、議案2について説明させていただきます。

議案1が倉吉都市計画区域マスタープランの見直しについて、議案2が琴浦都市計画区域のマスタープランの見直しについてとなります。まず、この度は新たに委員にご就任いただいた先生方もおられますので、都市計画の制度について簡単にご説明させていただきます。

図に示しますように赤枠で囲ってある区域が都市計画区域になります。県内には19の都市計画区域がございます。そのうち市街化を促進させる市街化区域と市街化を抑制します市街化調整区域の2つに分ける制度、いわゆる線引き制度、区域区分ともいいますが、この制度を活用している区域は鳥取都市計画区域と米子境港都市計画区域の2区域になります。

次のページをお願いします。都市計画制度の体系を説明します。まず、都市計画区域を県が定めることとなります。都市計画審議会に諮りながら定めることとなりますが、人口要件等のいくつかの要件を満たす必要がありますが、要件を満たさない場合でも準都市計画区域として区域を定めることもできます。ただし、鳥取県にはこの準都市計画区域はございません。次に、都市計画区域を県が定めると、区域ごとに「区域マスタープラン」、今回の議案1、議案2になりますが、区域マスタープランを県が定める必要がございます。次のページに「区域マスタープラン」とはどのようなものか記載しています。正式な名称は、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針と言います。都市計画区域マスタープランは人口、人や物の動き、土地の利用の仕方、公共施設の整備などについて、将来の見通しや目標を明らかにし、将来のまちをどのようにしていきたいかを具体的に定めるものとされており、具体的には、都市計画の目標、区域区分、市街化区域と市街化調整区域との区分、これの決定の有無。そして、当該区分を決めるときはその方針を定める必要があります。その他、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針を定めることになっています。ページを戻っていただきまして、その他、再開発などを計画する場合には、「都市再開の方針」も定めることとなります。次に、「市町村マスタープラン」を市町村が市町村ごとにマスタープランを定めることができます。例えば、米子境港都市計画区域は、境港市、米子市、日吉津村の3つの自治体から構成されていますので、それぞれの自治体でマスタープランを作成することができるということです。次に、都市計画区域に定めるものとして大きく3つに分類していますが、「土地利用の規制」とは、例えば住居地域や商業地域、工業地域、といった用途地域などを定め、土地の規制を行うものです。次に「都市施設」ですが、本日の議題3の都市計画道路や都市公園、下水道等を都市計画決定することができます。

ます。そして、「市街地再開発事業」です。土地区画整理事業でありますとか、市街地再開発事業を定めことができます。その他、比較的小規模のエリアでまちづくりのルールを定めることができる「地区計画」という制度も活用できる仕組みになっています。

次5ページをお願いします。今まで説明させていただいたことを図でイメージしています。一番上の図ですが、青い枠で都市計画区域を定め、オレンジ色の部分が市街化区域とし、外の白い部分が市街化調整区域になります。さらに市街化区域の中を地域地区、住居地域や工業地域、商業地域などを定めます。さらに、都市計画区域に都市施設、道路や公園などを配置します。さらに小さなエリアでのルールづくりであります地区計画を定めます。最終的にこれらをすべて重ね合わせた一番下のイメージ図が都市計画のイメージ図ということになります。

6ページをお願いします。都市計画決定の手続きの流れについて説明します。最初に都市計画の素案を作成します。素案ができますと、重要な案件については都市計画審議会予備審議に諮ります。予備審議の意見をもとに修正したものを、公聴会、住民説明会、パブリックコメント等で意見を聞く流れになります。その意見を踏まえまして都市計画の案を作成し、さらに市町村への事前照会、関係機関への協議、大臣協議を行っていきます。さらに都市計画案の修正を行いまして公告縦覧、市町村協議、都市計画審議会での本審議に諮りまして了承が得られましたら、大臣協議を行い都市計画決定ということになります。

7ページをお願いします。議案1、議案2のマスタープランの変更につきましてはこれまでに一度ご審議いただいております。このたびの審議会からご参加いただきます委員さんもおられますので復習として、要点だけ簡単に説明させていただきます。県内の各都市計画区域マスタープランは平成16年に初めて定められています。その後、市町村合併や社会情勢の変化、例えば人口減少、少子高齢化の進展、中心市街地の空洞化などの問題に対応するために見直しを実施しているところです。近年におけるマスタープランの見直し状況ですが、平成27年3月に西部地区の米子境港都市計画区域、淀江都市計画区域について見直しました。さらに令和4年3月には東部地区の鳥取、八頭中央、気高、鹿野、青谷の都市計画区域マスタープランを見直しています。そして今回は、倉吉都市計画区域と琴浦都市計画区域のマスタープランの見直しを行うというものです。倉吉都市計画区域は平成16年5月に初めてマスタープランを策定しまして、今回の改定となり、琴浦都市計画区域につきましては、区域合併する前の東伯、赤崎の両都市計画において同じく平成16年に策定しておりまして、合併後は今回が初めての都市計画区域マスタープランということになります。

続きまして9ページをお願いします。都市計画区域マスタープランの見直しにあたりましては、地域住民や地域の代表との意見交換会や住民アンケート調査、そしてパブリックコメントの実施等によりまして、住民の意見を広く収集し、そして関係市町村や県関係部局の意見聴取、必要な調整を行いながら案を作成してきました。以下、これまでの経緯をフローに示しています。主立ったところとしまして、「地域住民へのアンケート調査」では約800人を対象に実施し、そして「地域住民との意見交換会」各地域計4回延べ51名に参加いただいております。「地域住民との意見交換」として、倉吉銀座商店街振興組合や鳥取看護大学で意見交換会を実施しています。そして都市計画審議会予備審議ですが、令和4年8月に諮らせていただきました。その後は赤枠で示します手続きを進めて参りました。関係機関協議、パブリックコメントの実施、公述人の募集、公告縦覧、倉吉市・琴浦町本協議と手続きを進めまして今日の本審議に至っています。予備審議以降に実施した意見聴取の結果を反映させたため、案に若干の修正がありましたので、その修正案に

ついて本日の審議でご承認いただきたいものです。

10 ページをお願いします。ここからがマスタープランの具体的な記載内容を簡単にまとめたものになります。まず都市計画基礎調査と住民アンケート調査を踏まえて課題を抽出しています。「共通課題」と記載していますが、「共通」とは、倉吉都市計画区域マスタープランと琴浦都市計画区域マスタープランの両方に記載しているものです。共通課題の1として、「人口減少によるまちの活力低下への対応」、例えば、若者世代の定住促進や子育て世代への子育て支援等の取り組みを推進する、こういったことを記載しています。共通課題の2としまして、「持続可能なまちづくりの推進」、例えば、地域コミュニティを維持するための取り組みですとか、地域を公共交通で繋ぎ都市全体を補完し合う都市構造の形成を推進する、このようなことを記載しています。共通課題の3として、「想定を超える規模の災害への対応」ということで、鳥取県中部地震などの大規模な災害を踏まえ従来の想定を超える規模の災害を念頭に、防災の取り組みを推進する、と記載しています。次は倉吉についての課題になります。「都市施設の整備促進と既存ストックの有効活用」ということで、倉吉駅周辺や地域高規格道路（北条湯原道路）、それらの都市施設の整備を促進する。そして、中心市街地等の既存ストックを有効活用する取り組みを推進しようということ。最後が琴浦の課題となっています。「一つの町、一つの都市計画区域のまちづくりの推進」ということで、平成16年に東伯、赤崎町が合併して琴浦町となり、両地区の都市機能の有効活用を図るとともに、将来的には都市機能の統合等を検討する、そういったことが課題となっています。

11 ページをお願いします。課題が抽出されましたので、次に「都市づくりの目標」と「取り組みの方向性」を取りまとめています。まず倉吉都市計画区域について説明させていただきます。

1 点目の目標は「活力ある都市づくり」、例えば、既存ストックを有効活用し、良好な商業・住環境の再構築、JR倉吉駅周辺と打吹地区周辺とを連絡する公共交通の利便性向上を図る、としています。2 点目の目標「広域的視点での都市機能の強化」ということで、地域高規格道路を整備推進し交通機能の強化を図る、JR倉吉駅自由通路及び駅周辺の整備完了や、鳥取看護大学の開設等の都市環境の変化に対応した道路網の整備を促進する、このようなことを記載しています。3 点目の目標「地域コミュニティの活性化、持続可能な都市づくり」ということで、市街地と既存集落等との連携強化のため、路線バス等の公共交通の維持・確保を図る、空き家・空き地などの既存ストックの有効活用を進める、このようなことを記載しています。

12 ページをお願いします。4 点目の目標「地域資源を生かした魅力ある都市づくり」ということで、歴史的な町並み等の歴史・文化、温泉、漫画・フィギュアなどのポップカルチャーなどの個性的な地域資源を活用し、観光やレクリエーションなどの充実を図る、と記載しています。5 点目の目標「環境に配慮した都市づくり」ということで、例えば、自動車交通に過度に依存しない交通体系の充実、そして緑地の保全、エネルギーの効率的な利用など、環境に配慮した都市づくりを推進するというようなことを記載しています。6 点目の目標「防災、減災、防犯都市づくり」ということで、危機管理体制の充実や地域防災力の向上などのソフト対策を一体的に進める、ハザードマップを作成し、地域住民に情報を周知する、このようなことを記載しています。7 番目の目標「住民を主役とした透明性のある都市づくり」ということで、住民が主役、市町村が主体でNPO等各種団体、企業、行政、大学との連携・協働による都市づくりを推進する、など記載しています。

13 ページをお願いします。琴浦都市計画区域について倉吉同様にまとめています。倉吉と共通

事項も多いですが、琴浦都市計画区域の特色のある点としまして、「地域資源を生かした魅力あるまちづくり」ということで、船上山、大山滝、一向平キャンプ場などの個性的な地域資源を活用し、観光やレクリエーションなどの充実を図る、道の駅の活用による情報発信、物販を促進する、こういったことを記載しています。その他、14 ページになりますが、「防災減災、防犯都市づくり」におきまして、八橋地区や漁村集落等の木造建築物密集地においては、建築物の防火機能や耐震性の向上に努める、このようなことを具体的に記載しているところです。

15 ページをお願いします。冒頭で申し上げましたように、都市計画区域マスタープランには、市街化を促進させる市街化区域と市街化を抑制する市街化調整区域を分ける区域区分、線引き制度とも言いますが、これを行うか行わないかということを示す必要があります。現在は両区域ともに区域区分は行っていません。現状として両区域ともにそこまで開発圧力が強くないこともありまして、各市町、アンケート等による住民意見も聞きましたが、区域区分を活用することは望んでいないというような結果でした。これを踏まえまして、区域区分については現状と同様に行わない方針にしています。参考まで判断フロー図を示していますが、これによりましても区域区分を行わないという結果になっています。

16 ページをお願いします。「主要な都市計画の決定の方針」について取りまとめています。まず、倉吉都市計画区域についてですが、「土地利用に関すること」ということで、土地利用の基本方針としまして、例えば、市街地については都市的土地利用を図ることを推進する、集客力のある公共施設等は、極力市街地に配置する、といった方針としています。2 番目「主要用途の配置方針」ということで、これにつきましては商業地、業務地については、打吹地区、倉吉駅周辺地区を核とし、両地区をつなぐ地区に新たに集客拠点を配置する、工業基地については、現行の用途地域を基本とする、このように記載しています。3 番目「市街地における建築物の密度に関する方針」ということで、拠点として位置づける商業・業務地や中心市街地・高層集合住宅地等について高密度地域として区分する、としています。

17 ページをお願いします。4 番目「市街地における住宅建設の方針」ということで、住宅性能の質の向上、子育て世帯や高齢者向けなどの多様なニーズに沿う住宅の供給等の住まいづくりを推進する、5 番目「市街地において特に配慮すべき事項等を有する市街地の土地利用の方針」ということで、例えば、パークスクエア、バス通り沿線地区については、県立美術館を新たに配置し、交通の利便に優れる立地を生かし、パークスクエアと一体的に機能を発揮する新たな集客拠点を形成する、このようなことを記載しています。

18 ページをお願いします。「都市施設の整備に関すること」ということで、まず、交通施設について記載しています。基本方針としまして、中部圏域の中心都市として周辺地域との交流・連携を図るため、地域高規格道路の整備推進を図る、具体的には地域高規格道路、北条湯原道路（国道 313 号）、国道 179 号を主要幹線道路として整備を促進していくとしています。

19 ページをお願いします。下水と河川について記載しています。下水につきましては、天神川流域下水道事業の関連公共下水道の継続整備を行う、そして河川は、一級河川天神川水系の改修促進や水辺環境の保全を行います、こういったことを記載しています。「その他の都市施設」としましては、各施設を適切に維持管理し長寿命化を図る、のように記載しているところです。以上が「施設の整備に関する都市計画決定方針」になります。

20 ページをお願いします。その他「市街地開発事業の決定の方針」でありますとか、「自然環境の整備又は保全に関する決定の方針」などにつきましても、右欄の通り記載しています。

21 ページからは同様に琴浦都市計画区域についてまとめています。「土地利用の基本方針」ということで、市街地での移住者・若年層の住宅確保、密集した住宅の防災上の脆弱性への対応、農村集落の維持といった問題が生じており、これに対応するために今後の土地利用のあり方を検討していく、というようなことを記載しております。次に、「交通施設」についてですが、高規格道路の機能強化、例えば国道9号などの拡幅改良等の整備を促進する、と記載しています。

22 ページをお願いします。下水・河川になります。主だったところとして「河川」ですが、未整備区間の改修と日常的に川と触れ合う親水空間の整備を促進します、というように記載しています。以降、「その他の都市施設の都市計画決定の方針」でありますとか、次のページの「市街地開発事業の決定の方針」、「自然環境の整備、保全に関する決定の方針」につきましてもご覧の通り記載しているところです。

24 ページをお願いします。第152回都市計画審議会で委員の皆様よりいただきましたご意見と、県の対応方針について整理しています。主な点としましては、倉吉都市計画区域についてですが、「若い世代の意見をもっと聞いてマスタープランに反映させてはどうか。」とご意見をいただきました。これに対しまして、鳥取看護大学の学生さんと意見交換を実施し、意見を反映させたという経緯がございます。

25 ページをお願いします。本日ご審議いただきたい事項ということで、先ほども申しましたが、前回の審議会の後に意見聴取をしまして、その意見を最終的に反映させたものについて、どこをどのように修正したかということの説明させていただきまして、本日、ご承認いただきたいということです。

26 ページをお願いします。第162回都市計画審議会は書面開催でしたが、ご意見をいただいています。JR倉吉駅周辺や、行政・福祉施設周辺等の歩行空間ネットワークの形成に努める。」とありますが、その中に「商業地域（打吹地区）」も記載してはどうかというご意見をいただきました。検討しまして、確かにこの商業施設についても歩行ネットワーク空間の形成は必要だということで、「商業」という言葉を追記させていただいています。

27 ページをお願いします。倉吉市への意見照会で修正意見があったものです。「都市計画の目標」の「防災減災・防犯都市づくり」に関して意見がありました。防災減災・防犯対策として避難路や防災拠点の確保を行ってほしいと記載していましたが、「道路の無電柱化」を追記して欲しいという意見でした。道路の無電柱化は、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観形成等に寄与するものでありまして、現在、県道倉吉青谷線の倉吉市八屋から山根の区間で無電柱化の事業に取り組んでいるということもあり、追記したいという意図です。これにつきましては意見を反映させております。

次に、同じく「都市計画の目標」の「防災減災・防犯都市づくり」についてですが、「浸水想定区域等に所在する要配慮者利用施設の避難の実効性を確保するため、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について施設を支援する。」と追記してくださいという意見でした。これは、倉吉市が地域防災計画に、その名称及び、所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者等は、避難確保計画の作成等を義務付けし、市が取り組んでいることからその旨を新たに追記したということです。これについても意見を反映させています。

次に、「都市計画の決定の方針」における追記になります。「打吹地区は、現在までに培われた歴史的資源を生かした商業環境の整備を図る。」と記述していましたが、「打吹地区は現在までに培われた歴史的資源とポップカルチャーを活かした観光環境の整備を図る。」と書きぶりを修

正したいという意見でした。フィギュアなど市で取り組んでいますので、その辺りを踏まえたものに修正するという事です。これにつきましても意見を反映させています。

次に、現状に合わせて「工業地」の削除、追記をして欲しいということでした。工業地ですが、福吉町周辺は工場が閉鎖しまして、現在は商業施設になっているという現況を踏まえまして修正したということです。

28 ページをお願いします。「主な都市計画の決定の方針」ですが、「浸水が想定される打吹地区において」としていましたが、浸水するのは打吹地区だけではない、限定すべきではない、ということで、表現を「内水による浸水が想定される地域において」に変更しています。

次に、「主要な都市の決定の方針」ですが、「雨水排水は市街化の整備状況に応じ、道路改良、河川事業等と連携しながら対応する。また、近年ゲリラ豪雨に備え浸水が予想される打吹地区の内水ハザードマップについて、市民へ浸水対策の啓発を行う。」と当初は記載していましたが、これを「雨水排水は市街化の整備状況を把握するとともに、近年頻発する豪雨に対し、天神川水系流域治水プロジェクトに掲げる対策の整備を進める。」と修正しました。要は、これまでに市がプロジェクトを策定して取り組んでいるというところを反映させたものです。

29 ページをお願いします。琴浦町から意見があったものです。「主要な都市計画の決定の方針」において、具体的に整備に取り組んでいる路線の名称を列記していましたが、既に事業完了した路線や、新た着手した路線がありましたので時点修正したというものです。

最後は、同じく「主要な都市計画の決定の方針」におきまして、「公共水域の水質保全及び環境保全を図るため、経済性及び将来の維持管理等を勘案し、公共下水道、農業集落排水施設及び浄化槽の整備促進する。」と記載していましたが、「公共水域の水質保全及び環境保全を図るため、既存住宅地への管渠整備を行ってきたが、整備事業は概成しており、今後は、下水道施設の適切な維持管理に重点を置きつつ、宅地造成等の開発事業が行われる場合、区域の拡大・整備を検討する。」と修正しています。整備は概ね完了し、今後は維持管理に重点を置いていきたいということです。

30 ページをお願いします。これまでに進めてきた手続きの状況です。パブリックコメントの実施では、意見の募集をとりネットへの掲載、新聞広告への掲載、県庁・県総合事務所・倉吉市役所・琴浦町役場への資料配架により募集しました。その他、報道機関への資料提供も行っています。令和5年3月10日から4月10日の期間で実施しましたが、意見の提出はありませんでした。

公述人の募集につきましてもご覧の通り、とりネット等へ掲載し募集しましたが、応募はありませんでした。

30 ページをお願いします。現在が赤枠の「都市計画審議会（本審議）」の段階ですが、本日ご了承いただきましたら、3月中に都市計画決定の告示を行いたいということです。説明は以上になります。

（福山会長）現在の内容に関しまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

私のほうから1点、29ページのスライドの時点修正のところですが、意味は同じですが本文と少し文言が違う部分がありましたので、後ほど確認をお願いします。

（川原課長補佐）承知しました。

(福山会長) 他にご意見ありませんでしょうか。ご意見等ございませんようでしたら、本議案につきましては可決ということになります。よろしいでしょうか。

(全委員) はい。

(福山会長) それでは本議案につきましては可決といたします。それでは引き続きまして、議案第3号、岩美都市計画道路の変更につきまして説明をお願いします。

(川原課長補佐) 資料2で説明させていただきます。岩美都市計画道路の変更についてということで、1・5・1号本庄東浜線(一般国道178号)の変更になります。議案3の岩美都市計画道路の変更につきましては、「軽易な案件」に該当するものとなります。過去の審議会において円滑な審議が行えるよう「重要案件」と「軽易案件」を決めています。「軽易案件」は、都市構造や住民の権利制限等を与える影響が軽微な案件については、審議会での説明や資料の簡素化、審議の効率化を図るとされていまして、軽易案件の要件は資料に記載のとおりとなっています。本件につきましてはすべてこの要件を満たしているため、「軽易案件」となります。軽易案件の審議方法は、事業完了時期にこだわらず、重要案件や一般の案件が審議される審議会で一括して審議し良いことになっています。よって、本件の1・5・1号本庄東浜線(一般国道178号)は既に供用を開始していますが、先ほどの議案1、議案2と一緒にお諮りするということになっています。

3ページをお願いします。都市計画変更の概要です。当初の都市計画決定以降に実施しました、詳細な現地調査や測量、詳細設計の結果に基づきまして、都市計画を変更するものです。主な変更内容としましては、①切土斜面の地質条件の変状等に伴い切土法面が増加したこと、②切土法面の増加に伴う残土処理のため、経済性を考慮し橋梁形式を盛土構造に変更したこと。後程、詳細に説明させていただきます。一般的な都市計画決定では、航空写真等を用いまして予備設計と言いますが机上で設計を行います。この設計を基に都市計画決定を行います。その後、事業化され現地に入り、詳細な測量等を行い、詳細設計が実施されますので、予備設計と違ってくることとなります。このようなことで、この度は都市計画の変更を生じたということです。

4ページをお願いします。路線の概要です。本件は地域高規格道路の鳥取豊岡宮津自動車道の一部となっています。次のページをご覧ください。鳥取豊岡宮津自動車道の全体の整備状況になっています。左側が鳥取市、中央が兵庫県豊岡市、右側が京都府宮津市となっていて、トータル約120キロの自動車道になっています。今回は赤枠で囲っていますが、岩美道路の右半分の3.8キロについて変更を行いたいというものです。通称「岩美道路」と呼んでいますが、都市計画道路の名前は先ほど申しましたように、1・5・1号本庄東浜線と言いまして、平成22年の2月に都市計画決定がなされたものです。岩美インターチェンジから浦富インターチェンジ間の1.9キロにつきましては、平成28年3月に供用されました。その後、浦富インターチェンジから東浜インターチェンジの区間の整備を鋭意進めてきて、令和5年3月10日に供用を開始しました。今回、最終的な都市計画変更を行うものです。

続きまして変更の概要を少し細かく説明させていただきます。平面図になりますが、左側から岩美インターチェンジ、浦富インターチェンジ、東浜インターチェンジとなっています。主な変更区間は、区間1と区間2になっていまして、区間1では切土斜面の地形条件の変化等に伴い切土法面が増加したこと、区間2では、切土斜面の増加に伴う残土処理のため、経済性を考

慮して橋梁形式から盛土構造に変更したというものです。まず、この区間1から説明させていただきます。

詳細な平面図になります。インターチェンジの構造を成してしまっていて、真っ赤に塗りつぶしているところが、今回新たに都市計画道路に必要な区域で都市計画区域に追加したい部分になっています。逆に黄色い部分が、当初は都市計画道路に必要な部分でありましたが、詳細設計の結果、不要となりまして、今回、都市計画区域から外すということになります。

追加する部分ですが、ナンバー33 プラス 60 (No. 33+60) と記載している箇所になりますが、この線で切って断面にした図面が次の8ページの横断図になります。当初は、本線のあたりから山形状になっていましたが、道路用地を確保するために山をカットする計画になっており、当初の計画ではカットするラインが青い部分の前面と、茶色い部分の前面のラインで計画し、山の頂点になるところまでを都市計画区域として設定していました。ところが、現地に入り地質調査を行ったところ青い部分の地質があまりよくなく、滑りが生じるということが判明しました。対策としまして、アンカー工と言いますが、滑る部分の土塊とその下の割と強固な部分に鋼材を貫通させまして、ずれないように押さえる工法を実施し、更に上部の土を除去し、荷重を減らすことによって滑りにくくするよう対策を行っています。よって、追加して山をカットしたものですから、山の頂点の位置が変わり、併せて都市計画区域の範囲も変更、追加となるということです。

次のページをお願いします。削除する部分について説明をさせていただきます。横断図になります。先ほど山を追加でカットしたという説明をさせていただきましたが、追加でカットしたことに伴い発生した土を有効活用して、窪地を埋め立てました。埋め立てたことにより道路法面の延長が短くなりますので、これに伴い都市計画道路の区域も縮小されることとなります。

続きまして区間2の説明をさせていただきます。赤色の部分が新たに都市計画道路に必要な区域に追加する部分です。黄色い部分が削除する部分、都市計画区域から抜くところです。平面図を見ていただきますと、道路と川を跨ぐような形で橋をかけて道を通す計画になっておりました。横方向から見た図面になります。これが橋の桁で、両端にある部分が橋の桁を支える橋台というものです。さらにこの棒状のものが橋台と山の地盤を定着させる基礎になっています。当初はこのような計画でしたが、追加の切土で発生しました土のボリュームが大きかったこともあり、経済性を考慮しまして構造を再検討しました。橋梁形式からアーチカルバートとありますが、見た目はトンネルのような構造に変更しました。盛土は垂直に積むことはできませんので、裾が広がるように必要な用地も広がってきます。この部分を新たに区域に追加するものです。

一方、削除する部分ですが、これも区間1と同じように発生した土の有効活用ということで、盛土を行ったことに伴って道路法面の延長が短くなりますので、都市計画区域も縮小となります。

13ページをお願いします。これまでに住民説明会を随時行ってしまっていて、平成28年8月20日から令和3年6月29日の間に計6回開催して住民と合意形成を図ってきました。関係機関協議では、市町村への意見照会として岩美町に対して、令和5年8月20日に協議し、異議ない旨の回答を得ています。また、道路管理者協議として県の道路管理者へ令和5年1月18日に協議しまして、異議ない旨の回答を受けています。その他、縦覧を令和5年7月21日から8月4日まで実施しましたが意見はございませんでした。今後のスケジュールですが、本日の第163回都市融資審議会にてご承認いただければ、次の手続の国土交通省への協議を行い、今年度中の都市計画決定告示を行いたいと考えています。以上です。

(福山会長) わかりやすい説明ありがとうございました。現地に合わせた工法の変更に伴う都市計画の変更ということです。ご質問をお願いします。

(吉田委員) 削除する部分として説明がありましたが、新たに盛った部分についても都市計画区域の範囲に入ってくるように私は考えるのですが……。盛土として工事した部分ではあっても、あくまでも本線部分だけが都市計画区域と言うことですか……。

(川原課長補佐) 一般的に本線部分など、都市計画道路として必要最小限の範囲について都市計画決定します。その他の埋め立てた用地等は附属する部分になりますので、工事は実施しますが都市計画区域から除外することになります。

(森山まちづくり課長) 多分、吉田委員からのご質問は、盛土の部分も道路の一部であって、都市計画区域にしておいた方が良くはないかという趣旨だと思います。都市計画道路として都市計画決定した範囲は建築制限などがかかることになります。埋め立てました部分等は将来的に建築を行うようなことも想定されますので、不要な制限をかけないという意図で区域から除外するというところもございます。

(吉田委員) 例えば 12 ページにあるように管理道の部分は管理上必要なので区域に入れるのではないかと思ってお尋ねした。何か決まりがあるなら別に構わないのですが。

(小畑係長) 繰り返しになりますが、本線と側道がありますが、側道については一般的に都市計画決定せず、本線だけ都市計画決定する仕方になっています。

(川原課長補佐) 土地に制限がかかりますので、最低限のところを区域決定するというところが前提にあります。

(吉田委員) ありがとうございます。

(福山会長) その他、ご質問はございませんか。よろしいですか。それではこの案件に関しましても全会一致で可決といたしたいと思えます。それでは本日予定されておりました 3 議案につきましては以上になります。私の進行は以上とさせていただきます。ありがとうございました。それでは事務局へ進行をお返しします。

(小畑係長) 福山会長ありがとうございました。それでは今後の予定についてご説明申し上げます。本日も審議いただきました議案につきましては、原案通り可決していただきましたので、今後の事務手続きとしましては、速やかに都市計画決定告示を行います。それでは以上をもちまして第 163 回鳥取県都市計画審議会を終了いたします。ありがとうございました。